

記者発表資料
平成20年2月4日
こども青少年局企画調整課長
宮本 正彦
電話 671-4280

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

～なぜ、ワーク・ライフ・バランスが必要なのか～

ワーク・ライフ・バランス導入セミナー2/7 開催

少子化の進行に伴う労働力不足が大きな経営課題とされる中、「ワーク・ライフ・バランス」の実現は、**優秀な人材の確保・定着、女性の活用など企業にとって様々なメリットがある**とされ、ますます重要な視点となっています。

昨年12月には、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」（内閣府）が、基本的理念を示す「**仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章**」と、国や企業などが取り組むべき施策を示す「行動指針」を策定するなど、**2008年はワーク・ライフ・バランス元年**とも言われています。

そこで、市内企業の取組を促進するため、経営者、人事労務担当者、および日ごろから企業の相談にたずさわっている社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を対象に、ワーク・ライフ・バランスの考え方やメリット、具体的な取組方法についてお知らせする、「ワーク・ライフ・バランス導入セミナー」を開催します。当日はぜひ取材にお越しください。

日時 平成20年2月7日（木）10:00～16:00

場所 横浜市技能文化会館8階 802 大研修室

対象 経営者、人事労務担当者、社会保険労務士、中小企業診断士等

費用 無料

【午前の部】10:00～12:00

■ 講演「人材戦略としてのワーク・ライフ・バランス」

(株)富士通総研 経済研究所 主任研究員 渥美由喜(あつみ なおき)氏

国内外300社のヒアリングと、国内企業3,000社、欧米企業500社へのアンケートなど豊富な実態調査に基づき、ワーク・ライフ・バランスについて企業における人材戦略の視点から伺います。

■ 市内企業による事例紹介 ※第一回よこはまグッドバランス賞受賞企業

(株)富士通ワイエフシー 代表取締役社長 宮浦 完次氏

(株)みつば 代表取締役社長 古宮 清隆氏

【午後の部】13:00～16:00

■ 横浜市「両立支援アドバイザー派遣モデル事業」支援ケース紹介

派遣企業 (株)立花屋 常務取締役 樋口 実氏

アドバイザー 社会保険労務士 上岡 由美子氏

中小企業診断士 為崎 緑氏

両立支援アドバイザー派遣モデル事業の支援ケースの紹介を通じて、企業の抱える課題や解決の方向性、効果的な進め方などを、派遣企業と担当アドバイザーとの対談を交えながら具体的に紹介します。

■ ワーク・ライフ・バランス導入のための各種支援情報

【問合せ】 こども青少年局企画調整課

電話：045-671-4281 FAX：045-663-8061 e-mail：kd-kikaku@city.yokohama.jp

※取材の際は、当日受付までお申し出ください。

■講師プロフィール

渥美 由喜（あつみ なおき）氏 プロフィール

1968年生まれ。92年東京大学法学部卒業、富士総合研究所を経て、2003年に富士通総研に入社。現在は、富士通総研経済研究所主任研究員。専門は社会保障、人口問題、労働雇用。国内でも有数の少子化対策の専門家として、内閣府の「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略検討会議分科会委員に就任されている。

著書に「徹底予測！日本経済これからの10年」（PHP研究所）、「少子化克服への最終処方箋」（ダイヤモンド社）等

■事例紹介企業

（株）富士通ワイエフシー

ITコンサルティング、システム開発、アウトソーシング
従業員数 281名／横浜市神奈川区

出産後に職場復帰した女性社員の声を受け、社内サイト「プレママHelp!」を開設するとともに、女性活性化プロジェクトを設置（2006年1月）。同年10月には「ワークライフバランス推進室」を設置。また、昨年4月よりテレワーク（在宅勤務・モバイル勤務）を本格導入したことにより、（社）日本テレワーク協会が主催する「テレワーク推進賞（優秀賞）」を受賞。

第1回よこはまグッドバランス賞認定・表彰企業（2008年1月）

（株）みつば

自動車管理事業、保育サービス事業／従業員数 37名／横浜市西区

2007年10月に次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク「くるみん」を取得。育児休業を取得した男性管理職や、育児休業後に職場復帰した女性管理職などがおり、若い社員のよいロールモデルとなっている。

第1回よこはまグッドバランス賞認定企業（2008年1月）

■ 両立支援アドバイザー派遣モデル事業の概要

- 内容
仕事と子育ての両立支援に取り組もうとする企業・団体を対象に、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を派遣し、現状の把握、課題の整理から、適切な対策まで、企業の状況に応じたきめ細かなアドバイスを行います。
- 対象
 - ・ 横浜市内に立地し、常時雇用する労働者の数がおおむね300人以下の事業所（会社、個人事業主、財団・社団法人、組合等）
 - ・ 中小企業グループ（経済団体、協同組合や工業団地、異業種グループ等）
- 利用料
無料
- アドバイザー
社会保険労務士、中小企業診断士 等